

北朝鮮の核実験に対し制裁の強化と国民の安全確保を求める意見書

本月九日、北朝鮮が五回目となる核実験を実施した旨の発表を行った。

わが国をはじめ国際社会は、北朝鮮に対して、関連する国連安保理決議の完全な遵守を求め、核実験や弾道ミサイル発射等の挑発行為を決して行わないよう警告と要求を繰り返してきた。こうした中、本年に入って運搬手段である弾道ミサイルの発射を既に二十一発実施したことに加え、同日、核弾頭能力を高めるためとして一月に引き続き核実験を再度強行したことは、わが国に対する直接的脅威であり、極めて強く非難する。

今回の北朝鮮による核実験の実施は、国連安保理決議第二二七〇号をはじめ関連する安保理決議に対する明確な違反であるばかりか、核兵器不拡散条約（NPT）を中心とする国際的な軍縮・不拡散体制に対する重大な挑戦である。また、日朝平壤宣言や六者会合共同声明にも違反し、北朝鮮との対話を通じた問題解決に向けた動きにも逆行するものであり、断じて容認することはできない。

よって、国会及び政府におかれては、断固たる抗議の意思を表明するとともに、次の措置を講じるよう強く求める。

- 一 更に核実験を行った場合には、北朝鮮に対し更なる重要な措置をとる決意を表明した国連安保理決議第二二七〇号を念頭に、国連安保理での対応を含め、米国、韓国、中国、ロシアを始めとする関係国と緊密に連携し、制裁の強化を求めるなど、外交努力を行うこと。
  - 二 今回の北朝鮮による核実験を踏まえ、今後とも、政府として、国家の防衛と国民の安全確保のための施策の一層の充実に万全を尽くすこと。
- 右、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成二十八年九月二十七日

大分県議会議長 田 中 利 明

衆議院議長 大島理森殿  
参議院議長 伊達忠一殿  
内閣総理大臣 安倍晋三殿  
外務大臣 岸田文雄殿  
防衛大臣 稻田朋美殿  
内閣官房長官 菅 義偉殿